

第三者評価結果の公表事項（児童自立施設）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

SK15141 (06-030)

S15072 (06-031)

08-011

13-006

③施設名等

名 称 :	熊本県立清水が丘学園
-------	------------

種 別 :	児童自立支援施設
-------	----------

施設長氏名 :	川西 秀明
---------	-------

定 員 :	50名
-------	-----

所 在 地 :	熊本市北区打越町38-1
---------	--------------

T E L :	096-344-7600
---------	--------------

【施設の概要】

開設年月日	1998/4/1
-------	----------

経営法人・設置主体（法人名等）:	熊本県
------------------	-----

職員数 常勤職員 :	19名
------------	-----

職員数 非常勤職員 :	8名
-------------	----

専門職員の名称（ア）	児童自立支援専門員
------------	-----------

上記専門職員の人数 :	14名
-------------	-----

専門職員の名称（イ）	児童生活支援員
------------	---------

上記専門職員の人数 :	1名
-------------	----

専門職員の名称（ウ）	心理判定員
------------	-------

上記専門職員の人数 :	1名
-------------	----

専門職員の名称（エ）	
------------	--

上記専門職員の人数 :	
-------------	--

専門職員の名称（オ）	
------------	--

上記専門職員の人数 :	
-------------	--

専門職員の名称（カ）	
------------	--

上記専門職員の人数 :	
-------------	--

施設設備の概要（ア）居室数 :	男子寮1寮（9室）、女子寮1寮（4室）
-----------------	---------------------

施設設備の概要（イ）設備等 :	管理棟・学習棟・児童生活棟・体育館・PC、技術室棟
-----------------	---------------------------

施設設備の概要（ウ） :	
--------------	--

施設設備の概要（エ） :	
--------------	--

④理念・基本方針

「共感」児童を信頼することにより、自己肯定感を高める
「共働」児童と共に汗を流すことで達成感を味わう
「共育」自らも学び児童からも学んで自己啓発に努める

⑤施設の特徴的な取組

- ①自立支援の処遇強化
- ②関係機関との連携強化
- ③心理療法の充実
- ④職員研修の充実
- ⑤アフターケアの充実

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/6/12
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/1/24
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

・支援の質の向上に向けた組織的な取組
定期的に職員会議や寮会議、指導課会議、合同職員会議、運営会議、合同運営会議を開催し、質の向上に向けた取組が図られている。平成29年度の重点項目を実施する際は、PDCAサイクルに基づき常に質の向上に組織全体で取り組んでいる。子ども達へのアンケートで「将来の学校や仕事等について、話を聞いてくれますか？、自分の気持ちや考えている事を聞いてもらえますか？」との質問に全員が「はい」と答えており、子ども一人一人に丁寧な支援が行われていることが伺えた。

・子どもを尊重する姿勢
「児童自立支援業務マニュアル」を策定し、子どもを尊重した自立支援を行う旨の基本姿勢を明記しており、子どもの立場に立った処遇に取り組んでいる。自立支援計画策定に係る園内協議においても、常に子どもの最善の利益を最優先に考えた論議が行われている。また、国立武蔵野学院、国立きぬがわ学院等での研修で習得した「子どもを尊重する姿勢」は、速やかに全職員に復講され、児童支援に活用されている。

・継続性とアフターケア
職員は、平成29年度支援重点項目に「アフターケアの充実」を掲げ、リービングケアからアフターケアへの「支援の継続」を共有している。退所前から児童相談所と学園はアフターケアの役割分担を決め、担当職員と関係機関が協働して、アフターケアの支援計画策定と進行管理などが行われている。子どもには退所後の相談に応じる事が伝えられている。退園児のアンケートには、学園、分校、児童相談所の職員への感謝の気持ちと、入所してから退園後に至るまでの気持ちの変化と現在の心境が述べられていた。

◇改善が必要な点

・中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定
当施設は築後38年以上経っており、全体的に老朽化が進み、改修というより建替えの時期にあると思われるが、建設・改修計画等の具体策検討までは至っていないように見られた。施設整備だけでなく、今後の熊本県立清水が丘学園に求められる子どものニーズや社会的ニーズに対応するため、さらなる機能の充実化に向けた中・長期的なビジョンを明確にした中・長期計画の策定が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価結果において、当学園の課題について多くの指摘をいただいた。特に建物の老朽化により子どもに快い快適な生活環境が提供できていないことについては、子どもや社会的ニーズに対応するための早急な計画策定が必要であると感じている。
 また、新しく取り組み始めたことや、改善にとりくんでいることは高く評価していただき、自分たちの取組について自信を持って継続していくことができる結果となった。
 これらの第三者の客観的な視点による分析を今後も業務内容への工夫や、良質なサービス提供のために活かしていきたい。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>【コメント】 理念を「共感：児童を信頼することにより、自己肯定感を高める」「共働：児童と共に汗を流すことで達成感を味わう」「共育：自らも学び児童からも学んで自己啓発に努める」としている。 理念や基本方針は「施設概要」や「熊本県立清水が丘学園児童自立支援業務マニュアル」「パンフレット」「ホームページ」等に記載し、職員会議や研修会において、職員に周知し、共有を図る努力がなされている。理念等は管理棟には掲示されていたが、子ども達の生活する場所には見られず、子ども達や保護者の目に触れる場所にも掲示し、周知を図ることが望まれる。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>【コメント】 国、県主催の会議や児童自立支援施設の全国・九州での会議に出席したり、児童相談所等と情報交換を行い、施設をとりまく状況の把握に努めている。専門家の育成や職員研修の充実、心理療法担当職員の配置増など、経営努力が図られている。しかし、近年、発達障がい児や被虐待児童の入所が増加しており、多様化する子どものニーズや、社会的ニーズに対応するためには、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータの収集・分析等も必要と思われる。</p>	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>【コメント】 経営課題として捉えていた組織体制について、夜間の支援体制を強化するため、非常勤職員を配置し、心理療法担当職員は週5日の勤務とし、更に、社会福祉士や保育士等の福祉専門家の採用を推進して課題改善に取り組んでいる。また、施設設備に関しては、子ども達の室内は、机、椅子、筆筒類が、落ち着いた色調で統一され、心地良さへの配慮が感じられ、前回の第三者評価の時から改善されていることが認められた。ただし、前回も課題とされた男子の浴室は、築後38年以上経過しており、以前の個浴槽と多人数の共同風呂が合併された広い浴場の中の個浴一つだけが使用されている。冬は寒く入浴が楽しめる環境ではなく、経営課題の一つとして出来るだけ早い改造が望まれる。</p>		

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<p>【コメント】 中・長期計画の策定は見られなかった。当施設は築後38年以上経っており、全体的に老朽化が進み、改修というより建替えの時期にあると思われるが、建設・改修計画等の具体策検討までは至っていないように見られた。施設整備だけではなく、今後の熊本県立清水が丘学園に求められる子どものニーズや社会的ニーズに対応するため、さらなる機能の充実、強化に向けた中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定を期待したい。</p>		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>【コメント】 単年度の事業計画は、重点事項として「自立支援の処遇強化」「関係機関との連携強化」「心理療法の充実」「職員研修の充実」「学園整備の在り方について検討」を示し、実行可能な具体的内容となっている。しかし、中・長期的なビジョンを明確に示した中・長期計画が策定されていないため、それらを踏まえた単年度計画とはなっていない。</p>		
(2)	事業計画が適切に策定されている。	
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p>【コメント】 事業計画の策定は職員会議において行われている。年度当初に、事業計画を全職員に周知し、実施にあたっては分校職員と連携を密にして取り組んでいる。また、年度末に事業計画の実施状況の評価を行い、取り組みが不十分な項目については、取組の徹底を図ることにしている。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】 学園祭、授業参観、卒業式等の行事に関しては、殆どの保護者の参加が得られており、その際に、学園のパンフレットや、発行している学園新聞、日課表等を配布している。しかし、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって子どもや保護者等に周知するまでには至っていない。</p>		

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 定期的に職員会議や寮会議、指導課会議、合同職員会議、運営会議、合同運営会議等を開催し、質の向上に向けた取り組みを図っている。平成29年度の重点事項を実施する際は、PDCAサイクルに基づき支援の質の向上を目指し、話し合いや情報共有を大切に組織的に取り組んでいる。子ども達に実施したアンケートの問「将来の学校や仕事等について、話を聞いてくれますか?」「自分の気持ちや考えている事を聞いてもらえますか?」に、子ども達全員が「はい」と答えており、子ども一人ひとりに丁寧な支援が行われていることが伺えた。	
② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 3年に1回の第三者評価の受審に加え、毎年、自己評価を全職員で実施し、組織としての評価・振り返りを行っている。また、職員アンケートを参考にした事業見直しでは、避難訓練のやり方を変更したり、アフターケアの充実を図る等、改善への取組が見られた。施設設備の老朽化対策や、男女洗濯場・干場、風呂場等についての改善策の検討も期待したい。	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】 施設長は自らの役割と責任について事務分掌に表示し、施設運営や方向性について職員会議において表明し、職員の理解を図っている。また、学園新聞にも自らの役割と責任について掲載している。尚、不在時の権限は副園長に委任することが明文化されている。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】 施設長は全国、九州ブロック施設長会議等をはじめとして、法令順守の観点から幅広く児童福祉法、労働法関係等の各種研修会に参加し、職員会議等を通して職員への周知を図っている。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 施設長は福祉支援の資質向上のため、職員体制強化や人材育成等に積極的に取り組んでいる。福祉各分野の有資格者採用を強化し、心理療法担当職員が週5日勤務する体制や、夜間児童指導員の採用等、人員配置の充実を図っている。人材育成のため、研修の徹底を図り、職員の資質向上に力を注いでいる。近年、発達障がい児や被虐待児等の増加が見られ、被措置児童に対する対応に専門性が求められる傾向にある。本年度は、「性教育部会」を発足させ、職員対応、児童対応と分けて計画的な勉強会を実施している。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】 施設長は、県の人事異動によって配置された職員の大半が児童自立支援業務未経験者であることから、厚生労働省主催（運営：国立武蔵野学院附属専門員養成研修所）における職員研修に派遣し、児童自立支援施設に求められている業務の内容を職員一人ひとりが十分理解し、施設運営が職員全体で効果的に出来るように指導力を発揮している。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】 平成29年度の重点事項として「心理療法の充実」と「職員研修の充実」が計画されている。児童自立支援業務未経験の職員を国立児童自立支援施設運営の研修に計画的に派遣し、職員の専門性向上を促進している。福祉分野の有資格職員の配置や、心理療法担当職員の配置増にも取り組んでいる。しかし、現状では、基幹的職員と家庭支援専門相談員が兼務対応となっている。アフターケアの充実を図るためには家庭支援専門相談員の専任配置が望まれる。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 職員一人ひとりの目標設定管理がなされ、面接等が実施されている。「期待する職員像」を児童自立支援業務マニュアルに示し、職員が自分の専門性を向上させるための研修に参加して能力向上を図り、職務を遂行することに対して、職務貢献度等の評価が行われている。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
【コメント】 日頃から各寮長を中心に職員の体調を確認し、疲労の状況によっては、勤務交替を行うこともある。また、勤務表作成時は宿直や休暇等の要望を聞き入れ、柔軟に対応し、働きやすい職場作りを目指している。また、夜間対応職員の採用を実施したことで、防犯上の対応が強化されている。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
【コメント】 目標設定は、年度当初、施設長等の管理職との面接や書類等により行い、年度中間と年度末に目標達成の進捗状況が確認されている。職員は、児童自立支援施設での経験によって、新任研修や経験2年目以降の職員が参加できる中堅職員研修等に参加したり、テーマ別研修にも参加して専門性を高めている。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 事業計画の重点事項に研修の充実を掲げ「研修体系及び受講区分の設定」を示している。児童自立支援施設での経験や、福祉分野における専門性等を参考に研修が計画されている。また、職員一人ひとりの研修履歴を策定するとしている。全国児童自立支援施設職員研修会、児童相談所各種研修会、専門分野における研修会等への参加は、役職、資格、資質等に添って参加できる仕組みとなっている。園内研修では、今年度から「性教育部会」を設置し、専門家による子ども向け、職員向けの研修会を実施している。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】 研修は、経験年数や習熟度に応じて研修計画が策定され、研修の機会が確保されている。国立児童自立支援施設では、初任者や経験2年以上の職員に応じた実践研修が実施されており、職員を参加させている。研修参加後は報告書作成と共に全職員会議において、研修の報告を行っている。また、新規職員には、トレーナー制度を採用して、OJTも積極的に取り組んでいる。	
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 実習生の支援に関わるマニュアルは整備されている。実習生支援担当者を任命しており、担当者は実習指導者の研修を受講している。ただし、毎年のは受け入れは少数であり、本年度は医療専門学校から保育士1人を受け入れた実績のみとなっている。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】 施設のホームページに理念や基本方針、第三者評価の受審結果等を掲載して情報公開を図っている。パンフレットや学園新聞を発行し、行政機関等や保護者、また施設訪問者に対して情報は提供されているが、地域に対して積極的な情報公開は見られなかった。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 経理、取引等は、県の会計規則等関係法令に基づき適切な処理が行われている。毎年1回、県の監査事務局による監査や、県社会福祉課による指導監査を受けており、適切な処理がなされていると思われる。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 地域と施設の相互交流を促進する目的での河川清掃（クリーン作戦、地域主催の毎年恒例行事）や、毎月行われる地域清掃活動に欠かさず参加し、挨拶を交わしコミュニケーションを心がけている。また、毎年秋季開催の学園祭には町内会や老人会の人達を招待する他、通院や買物は個人の事情に合わせて医療機関や店舗を選択し、担当職員が同行している。しかし、地域の祭りや児童会、他の諸団体との接触・交流活動等は行なわれていない。	
② 24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】 ボランティア等の受け入れに関する基本的な取り扱いは定めているが、研修等は実施していない。現在は、毎週火曜日、始業前の自習時間に、30分程度の「読み聞かせ」時間を設定し、地域ボランティア団体「清水お話し会ふしぎふしぎ」から毎回2名の来園がある以外は、ボランティアの受け入れは事実上は見られない。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 子どもへの支援の質向上のため最も連携が必要と思われる機関である児童相談所とは、定期的な連絡会議を実施している。また、児童の入所後1カ月目と3か月毎に開催される処遇会議には、児童相談所、原籍校、また必要に応じて少年鑑別所、警察等関係機関と連携を取り、情報を共有している。学園祭や卒業を祝う式等には必ず招待し、日頃から連携を図っている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】 地域の自治会等からグラウンドの使用要望がある際は、学園活動に支障をきたさない限り開放している。また、地域の防犯協会、民生・児童委員会、児童養護施設等からの視察研修依頼については、積極的に受け入れているが、学園側からの呼びかけや学園の専門的な知識、技術、情報等を提供する研修会の開催までは行っていない。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】 児童の非行に関する問題等について、地域からの相談があれば、懇切丁寧に対応し、必要な助言や関係機関の紹介などに取り組んでいる。しかし、民生・児童委員と定期的な会議を開催したり、地域住民にアンケートを実施して福祉ニーズの把握を図る等の取り組みは見られず、相談事業の活動までは至っていない。	

Ⅲ 適切な支援の実施

1 子ども本位の支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 「児童自立支援業務マニュアル」を策定し、子どもを尊重した自立支援を行う旨の基本姿勢を明記しており、子どもの立場に立った処遇に取り組んでいる。自立支援計画策定に係る園内協議に当たっても、常に子供の最善の利益を最優先に考えた論議が行われている。また、「国立武蔵野学院」、「国立きぬがわ学院」等での研修機会で習得した「子どもを尊重する姿勢」は、速やかに全職員に復講され、児童支援に活用されている。	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援の実施が行われている。	a
【コメント】 子どもや保護者のプライバシー保護や虐待防止等、権利擁護に関しては「子どもの権利ノート」や「業務マニュアル」の規定に基づいて厳格に対処している。また、職員に対しても、職員会議等の機会に周知徹底を図り、個人情報保護に関する研修にも積極的に参加させている。施設案内パンフレット等の集合写真や、個人写真のいずれにも個人の顔が判明しないようにする等細やかな配慮を行っている。	
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行なわれている。	
① 30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 支援を必要とする子どもや保護者が、支援を利用するために必要な情報として、学園のパンフレットを入所時に配布し、分かりやすく説明している。また、関係機関参加による処遇会議において決定した事項は、児童や保護者に分かりやすく記述し、説明している。入所に当たって希望があれば、園内での保護者面接や園内見学も実施されている。	
② 31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 入所時には、学園パンフレットや日課表等を用いながら、施設の支援内容を丁寧に説明している。支援開始にあたっては、子ども達の理解度を確認しながら対応している。関係機関による処遇会議で決定した支援事項は、児童・保護者に分かりやすいよう図表などを活用し、工夫をこらして説明している。	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 児童養護施設等への措置変更がある場合は、変更先の職員にも処遇会議に参加して貰い、現在の支援状況について、細やかな情報交換を行い、支援の継続性に配慮した引継書を作成している。また、退園後もアフターケア担当者を配置し、18歳までのアフターケア実施状況を寮会議、指導課会議等で確認している。アフターケアの内容については、退所前から児童・保護者、学校関係者に説明を行っている。退所後の対応状況については「アフターケア記録」として、記録・保管されている。	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 毎月、児童懇談会（職員も参加）が実施されている。その中で、お互い相手の良いところを褒めることや、問題事案はロールプレイング方式で取り上げ、話し合いを実施している。子どもから提案された意見や職員への要望については、速やかに寮会議で協議し、取り組めるものは速やかに実践している。子どもの意向に沿えない提案・要望は、その理由を説明し、納得を得ている。また、定期的に目標の振り返りや個人面接の時間を設けて、「個別目標の振り返りシート」を利用し、子ども達一人ひとりが学園生活の個別目標を記入し、自分の個別達成度の確認を行っている。	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者 評価結果
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
【コメント】 職員に対しては「相談・苦情解決実施要項」「相談・苦情解決制度運用指針」を策定し、適切な運用を行っている。子どもに対しては「子どもの権利ノート」を利用し、苦情解決の仕組みを分かりやすく説明している。子どもの苦情内容は、速やかに対応を協議し、改善・実行に努めている。最近では、作業帽子をキャップタイプに変更したり、作業時の布製手袋をゴム製に変え、水濡れや汚れを防止するなどの事例が見られた。なお、苦情を申し出た児童や保護者に対しては解決結果を報告し、同意が得られたら公表もしている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】 「子どもの権利ノート」に、様々な相談機関や相談先を明記し、子どもに分かりやすく説明したうえで配布し、周知に努めている。作業中や自由時間の遊びの中、スポーツ中などにも機会をとらえ、子どもの相談に対応している。現在は、必要に応じて、学習室や空き部屋にカーテンを引くなどして子どもの相談に対応しているが、出来れば、専用の相談室を確保することが望まれる。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 子どもの「ケースワーク記録」や「日記」に書かれた意見や相談・苦情等については「児童生活日誌」（宿直職員が記録した児童一人ひとりの1日の生活状況）に残し、毎朝の引き継ぎで当日の勤務職員に報告されている。その中には緊急・重大案件は園内会議で迅速に対応する体制ができており、改善すべき点の対応や検討結果は子どもたちに説明が行われている。		
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】 子どもの安心・安全を確保するため「危機管理マニュアル」が策定され、事故・感染症・災害等緊急時における体制が整備されている。平成29年度からヒヤリ・ハット事例の資料に基づき、指導課会議で状況を随時説明している。また、作業学習に必要な農具、農機具、燃料用ガソリン等、危険物は倉庫に収納し、施錠・管理されているが、築後38年を経過した園舎や施設設備は、補修や改装を必要とする箇所もあり、中・長期事業計画を策定し、計画のもとで対処する必要があると思われる。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 「危機管理マニュアル」を策定し、感染症に係る予防と発生時の対応策など、子どもの安全確保体制は整備されている。毎年、外部講師を招いて感染症対策講座を開催し、子どもと一緒に職員も研修に励んでいる。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 「危機管理マニュアル」を策定し、災害時の子どもの安全確保体制を整備している。毎月1回は避難訓練の実施が継続されており、年1回は消防署からの来訪を得て防災訓練を実施している。この外、防災センターでの心肺蘇生法についての実習を行っている。熊本地震では、マニュアルに基づき、適切な対応が取られた。震災後は、被災地や県災害対策本部の見学を計画し、災害への関心、対応策の重要性認識に努めている。食堂には、飲料水や食料の備蓄が数日分確保され、災害等非常時の食事供給については、県と給食業者との契約により保証されている。職員の安否確認の方法、連絡網、初動対応等の「行動基準」はマニュアルで整備されている。		

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a
【コメント】 子どもの尊重や権利擁護に係る姿勢や標準的な実施方法については「業務マニュアル」に明文化され、職員の理解と共通認識のもと自立支援に取り組んでいる。具体的には、寮会議、指導課会議、ケース会議等により支援方法を協議し、共通認識をもって支援が行われている。また、例外的な対応をした場合は速やかにその是正措置が取られ、継続的に記録されている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】 標準的な実施方法を定めた「業務マニュアル」によって、疑問が生じた時は、その都度、随時に寮会議、指導課会議、運営会議等で協議の上、マニュアルの見直し、改正を行い、支援内容の変化や新たな知識・技術の導入に対応している。ただし、「業務マニュアル」に謳われている定期的な現状検証・見直しが図られることを期待したい。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】 自立支援個別計画は、児童相談所の「援助指針」に基づいて作成され、園内検討会議の結果を踏まえて、関係機関の出席する処遇検討会議に諮り策定している。また、ケース会議も開催され、支援に係る職員が情報を共有している。毎月の指導課会議では、支援の進捗状況について把握・確認が行われており、アセスメント表も整備されている。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 自立支援計画については「業務マニュアル」に基づき、寮会議、指導課会議等園内の検討会議、関係機関を交えた処遇検討会議、さらに家庭環境の変化発生時など随時、適切に評価・見直しが行われている。	
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 記録様式は統一されており、記録内容や書き方に差異が生じないように配慮されている。「児童生活日誌」の記録はネットワークシステムを使って、何時でも確認できるようになっている。また、毎日の引継ぎで報告が行われ、情報の共有化が図られている。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】 熊本県の「個人情報保護条例」に基づき、個人情報が外部に流出しないよう記録の保管場所、保管方法、取扱い規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程を定め、子どもに関する記録の管理体制整備に努めている。	

内容評価基準（41項目） A－1 子ども本位の支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a
【コメント】 理念、子どもの権利ノート、運營業務マニュアルに示されている職員の心得13カ条等、基本方針をもとに自立支援計画に沿った支援が図られている。学園と児童相談所や関係機関との会議、学園内の定例諸会議や必要時に開催される会議等で、協議と振り返りが行われていることが、ケース記録や諸会議記録で確認できた。適宜にプログラムを変更する日課表に沿った日常生活に於いては、隣接する分校と連携し、子どもと担当職員、子ども同士、子どもと職員達の信頼関係が構築されている様に伺えた。また、「枠のある生活」に於ける子どもの尊重と最善の利益を追求する重層的・横断的な運営体制と仕組みが図られている。「平成29年度運営方針」に重点事項と個別取組目標を掲げ、自立支援の処遇強化、職員研修の充実、アフターケアの充実等があげられており、着実に進められている事から更なる支援の向上に期待が持てる。	
② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
【コメント】 これまで、出生や生い立ちについて子どもに伝える取り組みの事例は少ないが、必要時は業務マニュアルに沿って児童相談所と協議の上で慎重に対応する仕組みがある。子ども一人ひとりについての情報はケース記録に記録されており、出生や生い立ちについては、理解しやすい言葉で記録されているが、適切に知らせるには高い専門性が必要であることから積極的に実施されていない。「子どもの回復過程と親子関係の再構築」等の学びを深め、児童相談所や心理士等の専門職の意見を得ながら、課題の達成を目指している。	
③ A3 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	a
【コメント】 子どもの行動を制限するケアの必要時は、業務マニュアルにある手順に沿って園内で事前協議を行い、事実を確認した後、特別指導計画書を策定し、児童相談所と子どもと保護者の同意を得てプログラムに沿った個別処遇が実施されている。業務マニュアルには、苦情解決制度が示され「園内非行の予防と対策」や定期的な個別面談の必要性、特別指導基準に至らない事例と内省についての仕組みも明示されており、やむを得ず行動制限を行う事への周知が図られている。	
(2) 権利についての説明	
① A4 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
【コメント】 子どもの権利ノートを、児童相談所と入所時オリエンテーション、問題発生時に説明を繰り返している。日常生活の中での出来事の場面ごとにも発達状態に応じて権利について説明し、納得を得ている。また、児童懇談会での要望、相談、苦情等には子どもと話し合って解決する事を基本としながら、できる事とできない事の根拠を明確に示し、丁寧に応えている。権利に関する子どもの学習の機会は確認できなかったが、日々の子ども主体の生活支援が子どもの権利を尊重する取り組みとなっている事が認められた。	

(3) 他者の尊重	
① A5 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
【コメント】 日記や自分の目標についての振り返りを通じて、子どもは職員に気持ちを伝え、職員は子どもの思いへの応答と心身の状況把握をする心の交流が続けられ、信頼関係構築の礎となっている。動物愛護センターの子猫のミルク介助ボランティア、ナイストライでの老人福祉施設実習、退園者の講話等を通じて多くの人との交流が図られている。日頃から、自分と他者の違いを理解し認め合う機会づくりが持たれており、それらの記録からは他者の痛みや権利について考える過程を大切にしたい支援の取り組みとなっている事が認められた。	
(4) 被措置児童等虐待対応	
① A6 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
【コメント】 業務マニュアルに「懲戒に係る権限の乱用の禁止」と「被措置児童等虐待防止等」について明示されており、体罰のない支援技術向上や自傷行為防止のための研修が継続されている。現在まで、通告や届け出の事例は認められず、職員の自己評価からは体罰は絶対に許されるものではないと共通認識が認められた。	
② A7 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 子どもの困りごとへの相談については、「子どもの権利ノート」の苦情解決の方法に示してある事が伝えられている。職員は不適切なかかわりの事例は経験がないとしながらも、建物の死角や密室の危険性を指摘して今後の課題にあげている。夜勤体制の見直しや年休が取得しやすい勤務表作成などによる従業員満足度向上を図っており、子どもの権利を守る強化対策が見られた。今年度から、ヒヤリ・ハット事例のデータ集積と分析が始められており、不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
③ A8 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
【コメント】 ガイドライン及び対応については、業務マニュアルが整備され、児童相談所、県の担当課、第三者委員からなる体制整備が図られている。パンフレットへの掲示は見られないが、子どもには「子どもの権利ノート」を通して体罰を受けた場合などの届け出先が伝えられている。職員はオープンな人間関係づくりに努め、相談や届出・通告制度に基づく対応を迅速・誠実に進めている。近年は、事例がない事から研修を通して知識を得ており、あってはならないことへの対応に備えている。	
(5) 思想や信教の自由の保障	
① A9 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】 業務マニュアルは子どもの権利に関する条約が示されていて、職員は思想や宗教の自由に最大限に配慮し、保障することの大切さを理解している。これまで、特定の宗教や信仰に関する問題は起きておらず、今後もマニュアルに沿った支援の継続が期待される。	

(6) こどもの意向や主体性への配慮		
	① A10 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a
【コメント】 こどもの意向をもとに策定された自立支援計画について説明を行い、日常生活に於ける自己目標を職員と共に立て、日記や振り返りシートで自分の進行度を確認し合っている。子どもの意見や要望を尊重し、選択肢を示し会話を重ねて自己決定する支援が大切にされている。特に進路決定時は、分校の先生から得られた情報を参考に、子どもの能力に応じた自己決定と目標に向かう支援を行っている。分校の先生達と一緒に取る食事中の雑談の中で、子どもが発する質問等から、子どもの本心を知ることもあり、主体的に選択出来るように支援している。		
	② A11 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】 学園での自立支援は、児童相談所の支援指針に基づき、生活指導、学習指導、作業指導を主軸にした支援が展開されている。行事予定や日課表などの見直しは、児童の主体性を重んじて行われており、児童が自主的に生活改善を図る取り組みを支援している。児童懇談会や子どもと職員、子ども同士の話し合い等を通して、また、子どもへのアンケートと日記も参考にして、助言と指導、子どもの納得を得ての自立支援となっている。入所前から退所後に至る子どもの課題克服のプロセスは、ケース記録等で確認する事ができ、アフターケアの充実も図られており、自立する力の伸長に向けた支援が実施されている。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
	① A12 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a
【コメント】 児童懇談会での子どもの意見や要望は集約され、即時に対応できる事とできない事を明確にして応答し、年間行事や日課表、生徒会レクリエーションなどに反映されている。子どもの感想文からも支援の成果が伺われた。余暇活動については、子どもの個々の特性などをふまえて、今年度は寮周囲の農作業の充実が図られている。種子から発芽した野菜や花々、根菜類の生長、花々の周りの草取り、芋ほりなどがあり、植物の生長を楽しみとする作業への取り組みが見られた。生徒会レクリエーションは従来の職員による企画から、子ども達主体の企画によるレクリエーションに変更されている。		
	② A13 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	a
【コメント】 毎月1回実施される買物学習や、調理実習の食材購入のための買い物が行われている。事前に予算に応じて買物の計画をたて、小銭で支払う練習をしている。買い物後の残金は、次の買い物まで繰り越しを認め、子ども達に計画的なお金の使い方を学ばせている。高校生は決められた金額を持参して、昼食、文具、ジュース類など、自由に購入し、寮でレシートをもとに残金確認を行ない、金銭の管理を学んでいる。調理実習時の食材購入は、児童と職員と一緒に買い物に出かけ、経済観念獲得の支援が行われている。		

(8) 継続性とアフターケア	
① A14 家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】平成29年度支援重点項目にアフターケアの充実を掲げて、リービングケアの充実がアフターケアに繋がる大切さを職員間で共有している。退所前から、児童相談所と学園はアフターケアの役割分担を決め、担当職員と専門職が協働して、アフターケアの支援計画策定と進行管理などが行われている。子どもには退所後の相談に応じる事が伝えられており、退園者のアンケートには、学園、分校、児童相談所の職員への感謝の気持ちと、入所してから退園後に至るまでの気持ちの変化と現在の心境が述べられていた。	
② A15 子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b
【コメント】アフターケア計画を基にして、何時でも相談に応じる事が伝えられ、担当職員は電話、SNS、誕生日カード、年賀状を使うなどして連絡が途絶えないを工夫をしている。アルバイト先や学校等の訪問支援も図られている。近況確認は記録され、月毎に職員に供覧されており、今後の支援継続に活用されている。家庭支援専門相談員や相談窓口を設置し退所後も、退園者の心の拠り所となる施設としているが、通所や宿泊は実施されていない。	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① A16 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	b
【コメント】児童相談所の基本情報や児童相談所支援指針と、学園での入所面接やアセスメントにより自立支援計画票が策定され、担当職員を中心に分校と連携を図っている。一人ひとりの児童票には、措置理由、心理診断書、行動観察表などから子どもの振り返りシートに至るまで全ての記録が整理され時系列に纏められている。記録された面接や振り返りシート等から、子どもを主体とする支援が継続され信頼関係構築の礎となっている事が認められた。処遇会議や園内検討会議などに於いて、子どもの特性に重きを置いた支援が協議されている。多様化する入所理由や子どもの背景を十分に理解して、より適切な支援を行い、職員によって支援に差が生じないために、継続的な研修等の取り組みも期待したい。	
② A17 子どものニーズをみとめることのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
【コメント】寮生活の決まり事、日課表、行事予定表に沿った日常生活は、児童懇談会や寮会議、アンケートと行事反省会などの意見を反映させながら営まれている。行事ごとの子どもの感想文には自分の考えを述べ、学園新聞にも紹介されており、自己形成向上への変化がみられている。年間行事計画表は、学園と分校に分けて役割分担を明確にし、単独や協働での取組が行われ、必要時はチームアプローチが認められた。子どもは、野球やバドミントン大会での練習と結果、生徒会活動での辛さと達成感や、協調性の大切さを等を学んでいる。	

<p>③ A18 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。</p>	a
<p>【コメント】 外部環境と一定の距離を置いた「枠のある生活」は、自然環境に守られながらも、危機管理に重きを置き、建物の構造上、家庭的雰囲気づくりに困難さを感じられた。その中で、季節感を大切にする学園の行事、分校の学期ごとの行事、合同での行事が実施されている。買物学習、調理実習、梅干し作り、筍倒し、海水浴、クリスマス、餅つき、どんどこやと、教育キャンプ、社会教養講座、防災センター見学等、社会生活を営むに必要な経験を積む取り組みとなっている。日課や行事は、子どもの状況と特性により見直しと継続が行われ、今年度の余暇活動には、寮周辺の畑や花壇にイモ類や野菜・花々を植える農作業や草取り等が取り入れられ、芽吹いた花々や野菜の手入れがされていた。子どもから長靴や帽子の色や形の変更要望が出されたことを受け止め、対応し、児童懇談会では其々の良いところを認め合う機会を作ったり、愛情と理解のある雰囲気作りへの工夫が見られた。今回の子どもアンケートには、「褒められ過ぎと思う事もあるが嬉しい」との声もあり、育ち・育てなおしが様々な機会を通じて行われている事が認められた。</p>	
<p>④ A19 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】 小学生から中学生までの発達段階に応じ、生活習慣や生活技術の獲得は、業務マニュアルや日課表と行事計画に沿って進められている。職員は、自分達の生育環境と価値観の違いを認め合った上で、職員による差がない支援への協働体制を図って自己研鑽に努めている。日々規則を守る日課の積み重ねが、社会的ルールを守ることへ繋がり自立生活の基礎となるとして、日常的に、子どもの特性に合わせた入浴や洗髪方法への助言等も行っている。</p>	
<p>⑤ A20 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】 業務マニュアルと自立支援計画に基づき日課表と行事計画が組まれ、学園の豊かな自然環境での自然体験や清掃活動、子猫にミルクを飲ませるボランティア、高齢福祉施設での交流などを通じて社会参加の経験が積まれている。多種多様な行事は、アンケートを取ったり反省会を実施しており、辛さや苦しさの後の感想を伝え合う場となって成果をあげている。児童懇談会や振り返りの場では、自分と他者の良いところ悪いところを具体的に伝え合い理解し合う機会も持たれていて、その成果は、園の発行する新聞やアフターケアの記録からも確認できた。トラブル発生時は、子ども同士で解決する事を基本としながら、必要時は子どもと職員が協力し合って解決している。団体競技や生徒会活動を通じて、自己成長を促しながら問題解決能力形成への支援が続けられている。</p>	
<p>⑥ A21 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。</p>	a
<p>【コメント】 子どもは、日々の日記や支援計画を基にした自己目標の振り返りの中で自分の思いを文章にし、職員は、それに対しての応答や質問を投げかけて気持ちの交流を続けており、愛着関係と信頼関係の構築に努めている。子どもの発達段階の上位目標とされる自己認識、自己肯定、自己責任、成長感等の育成を図るため、分校・関係機関・保護者との協働により、個別支援の取組を推進し、人間性の形成向上を目指している。授業参観では、保護者全員や関係機関から多数の参加者が見守る中、子ども達は琴の演奏を披露して感謝の気持ちを伝えていた。</p>	

(2) 食生活		
①	A22 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
【コメント】 食堂は明るく清潔に保たれ、壁面には郷土の作物や料理・正しい箸の持ち方等が掲示されている。子どもと職員が会話をしながら楽しく食事をする様子が見られた。食事は委託会社の栄養士が立てた献立に基づいて、地元産の野菜を使った料理や、郷土料理等が園内で調理され、心のこもった食事が提供されている。入所時、食物アレルギー等の調査を実施し、適切な対応に努めている。残食状況の確認、嗜好調査等も実施して献立に反映させ、無理のない範囲で完食に取り組み偏食をなくす努力を行なっている。毎月給食会議を行ない子どもたちの要望も反映させている。		
②	A23 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
【コメント】 学校や生活日課に合わせて食事時間を決めており、食習慣が基本的な生活習慣に繋がれるよう努力し、時間外になった場合は電子レンジ等を使用し温かい食事がとれるような心配りが見られる。誕生日には子どものリクエストメニューの提供や、クリスマス・ひな祭り・餅つき・どんどや等、季節ごとの行事に配慮した献立も準備している。食材を購入しての調理実習や園庭の梅を採って梅干を作ったり、筍を掘って食する等、季節を感じる取り組みを行ないながら食育を実施している。		
(3) 衣生活		
①	A24 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
【コメント】 一人ひとりのサイズに合ったジャージ・学生服・靴等、必要な衣服を貸与し、毎日清潔な服装で生活出来るよう配慮している。冬はインナーやウインドブレーカーの貸与やヒートテックの下着等、季節に相応しい服装を支給している。外出用に、おしゃれなジャージ等も準備され、出かける場に相応しい服装が出来るように配慮されている。成長に応じてサイズ変更も行い、交換の希望にも応じている。ほつれ等は一緒に繕うことで縫う事やボタンつけ等の簡単な補修が出来るように支援している。		
(4) 住生活		
①	A25 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	c
【コメント】 静かな自然環境に恵まれた広い敷地でのびのびと過ごせる環境ではあるが、建物の老朽化は著しい。畳替えや、扉・床張り等、可能な限りの整備がされている。また、掃除が行き届いた部屋、図書やテレビ・DVD・音楽プレーヤーが整えられた共有の場、女子寮には手芸用の布等もあり、作品づくりに取り組める家庭的な雰囲気になるように工夫されているが、快適な生活環境とは言えない。浴室は男女とも利用する人数に比べて広く寒々としており、特に男子寮の浴室は、3つある浴槽の中の一番小さな浴槽だけが使用されているが、お風呂を楽しむ環境とは見られなかった。安全性・温かさ・心地良さへの工夫が必要と思われる。		
(5) 健康と安全		
①	A26 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】 毎朝、子どもの健康チェックを行なって確認し、日々の日誌に記録され全職員が把握している。草刈り機等の危険物については、草刈り機の刃をプラスチック製に取り替える等、職員が取り扱いに十分配慮して使用している。分校と協力のもと身だしなみチェックを実施している。散髪等は職員引率のもと定期的に外部の理髪店や美容店で行っている。		

<p>② A27 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】 年2回の定期健康診断と月1回の身体測定等で健康状態の把握と異常の早期発見に努めている。子どもの身体に異常があると思われる時は、分校と連携しながら対応している。朝夕の職員と子ども達とのミーティングの際、子ども達が互に状態をチェックし合う体制を整え、一人ひとりの体調確認を行なっている。医療機関受診は職員が同行し、必要に応じて医師からのアドバイスを受ける等、医療機関との連携を図っている。また、インフルエンザの予防接種等は保護者の同意を得て取り組んでいる。</p>	
<p>(6) 性に関する教育</p>	
<p>① A28 子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	a
<p>【コメント】 性についての正しい知識、関心が持てるよう、分校と連携し外部講師を招いて性教育に関する学習会を実施している。今年度から性教育部会を立ち上げ、性に関する正しい知識、性暴力を防ぐ為にすべきこと等、子どもの知識向上を目指した学習会を実施している。また部会では、他施設の事例などを参考に職員間での学び直しが図られている。</p>	
<p>(7) 行動上の問題に対する対応</p>	
<p>① A29 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。</p>	a
<p>【コメント】 子どもの行動上の問題が発生した場合は、状況の把握に努め、学園・分校が一体となって迅速に対応し、必要がある場合は児童相談所等の関係機関と連携の上、一時保護の活用等適切な対応に努めている。子どもの行動上の問題に対しては、子どもからの必死なサインである事との認識のもと、十分に時間をとり、聴き取りや振り返り等でしっかり受け止め、子どもが課題を見つめ直すきっかけづくりに努めている。</p>	
<p>② A30 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体に徹底している。</p>	a
<p>【コメント】 いじめや暴力行為があった場合は分校との連携のもと、子ども達の心のケアや安全確保に迅速に対応している。施設内での引き離しが困難な場合は、児童相談所と相談の上、一時保護を依頼する場合もある。日頃のケースワークの中で、相手に対する思いやりや他者理解の大切さを理解出来るように支援し、子どもの行動の変化に留意して、暴力やいじめに発展しないように対応に努めている。「暴力防止のための研修」は職員だけでなく子どもにもシリーズで実施している。</p>	
<p>③ A31 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。</p>	a
<p>【コメント】 保護者からの不適切な対応が想定される場合は、作成されている個別マニュアルに沿って、分校を含めた全職員で情報を共有し、問題解決を図っている。問題が生じた際は、即、児童相談所と協議し、警察等と連携して、児童の安全確保に努めている。施設は常に安全・安心の場所であることを子ども達が認識できるように努めている。</p>	

(8) 心理的ケア	
① A32 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
【コメント】 心理士は非常勤であるが必要に応じて、児童相談所の心理士と連携を取り、ケアに取り組んでいる。心理士と職員との緊密な連携が可能となり、子どもも必要に応じて心理士から直接支援を受ける体制が整えられた。また必要に応じて非行臨床専門機関である法務少年支援センターとも連携しながら、心理面の見立てを行なっている。心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョン体制の強化も期待したい。	
(9) 学習支援、進路支援、作業支援等	
① A33 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】 敷地内の分校で学校教育が実施されており、高校進学率は100%となっている。学園は、子どもの高校進学後も高校の先生と連携を図っている。寮内では中学生の習熟度に応じたプリント学習を行なっている。また、中学3年生は、2学期後半から部活動を受験勉強に変更し高校受験の支援に取り組んでいる。また、漢字検定や英語検定試験を職員と共に受験する等、学力向上を目指した支援に努めている。	
② A34 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 進路は子ども自身が決定出来るように、早い時期から高校に関する情報提供を行ない、夏休みにはオープンスクールにも参加させる等、様々な相談に応じ保護者の意向も大切に進めている。また、児童相談所等関係機関を交えた進路に関する検討会を実施している。中学校卒業後も生活態度が落ち着くまで、継続支援に取り組み、施設から高校に通学する等の継続支援を行ったケースがあり、高校との連携も行っている。	
③ A35 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	a
【コメント】 今年度、分校は授業の一環として学園退園者による講話の授業を実施した。「学園生活の思い出や職業講話」というテーマで、自分の学園生活経験から学んだこと、退園後に感じること等、実体験からの学びを話し、在園の子どもたちと交流する機会を設けている。職場体験学習の実施については、花壇づくりや野菜づくり等の作物を植え、作物の育成を通して、情緒の安定や育てる楽しさを育んでいる。	
④ A36 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
【コメント】 毎朝の引き継ぎ時に子どもの様子について情報共有が行われている。子どもの様子に変化が見られた時は、分校職員と学園職員は意見交換を行ない常に連携して対応にあたっている。個別指導計画の策定や処遇会議等にも分校職員が参加し、支援の方向性について共通理解を図っている。	

<p>⑤ A37 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。</p>	a
<p>【コメント】 放課後週3回スポーツ活動に取り組み、園外レクリエーションとしては、卓球、キャッチボール、ボーリング、伝言ゲーム等、忍耐力や協調性を養うよう支援している。部活については人数が制限されており、男子は野球、女子はバドミントンを実施し、県外の実施施設と交流試合に取り組んでいる。また、子ども主体で子どもと職員のスポーツ交流会が実施されており、子ども自身で企画することが達成感につながっている。他にも生徒会に立候補する機会などがあり自信や責任感が得られている。</p>	
<p>① A38 地域の子どもの通所による支援を行っている。</p>	評価外
<p>【コメント】 実施していない。</p>	
<p>(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>	
<p>① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	a
<p>【コメント】 家庭との信頼関係の構築を図るため、入所後早い段階で家庭訪問を実施し、子どもの様子は適宜保護者に報告している。また学園新聞も配布するなど、保護者との連絡は綿密に行われている。家庭復帰後の子どもとの関わり方等についても家庭訪問の実施や電話・手紙等でアドバイスを行ない支援している。一時帰省後は必ず保護者との面接を実施し、親子関係の状況について確認すると共に、悩み相談にも応じている。家族支援のあり方については、個別の支援計画の中に位置づけ児童相談所と連携のうえ積極的に取り組んでいる。</p>	
<p>(12) 親子関係の再構築支援</p>	
<p>① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	a
<p>【コメント】 外出や一時帰省については業務マニュアルに規定し、児童相談所と協議を行なったうえで実施している。支援計画には家族支援も含め、家庭復帰訓練等も計画的に実施している。親子が一緒に料理をしたり買い物に行ったりする「親子ふれあいタイム」を積極的に取り入れ、双方の支援に取り組んでいる。実施前の目標設定、実施後の評価・振り返りを大切にしながら、面会、外出、外泊に取り組む、親子関係の再構築支援を行っている。</p>	
<p>(13) スーパービジョン体制</p>	
<p>① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>	b
<p>【コメント】 施設長と指導課長がスーパーバイザーとなっており、相談体制は確立しているがスーパービジョンの実施や外部専門家によるスーパービジョンの活用は、十分とはいえない。全職員参加のケース検討会を実施し、全体の支援の質の向上を図っている。国等が実施するスーパーバイザー研修には積極的に参加している。ただ、現状では、職員一人ひとりが子どもの問題を抱え込む事例も覗え、スーパービジョン体制の強化が望まれる。</p>	